

平成 21 年 2 月 26 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 国税支払催告処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成 20 年 12 月 11 日

判 決

原告 株式会社 X

ほか別紙代理人目録記載 1 のとおり

被告 国

処分行政庁 東京国税局長

ほか別紙代理人目録記載 2 のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、差押債権支払催告の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

- 1 東京国税局長が、滞納者を A 株式会社、第三債務者を原告として平成 19 年 6 月 11 日付でした差押債権支払催告処分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、2100 万円及びこれに対する平成 20 年 4 月 18 日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 第 2 項につき仮執行宣言

第 2 事案の概要

本件は、建物の賃借人が賃貸人に差し入れた保証金の返還請求権について、賃借人を滞納者として国税徴収法（以下「法」という。）に基づく差押えが

された後、当該建物の所有権を原告が取得して賃貸人の地位を譲り受けたことに伴い、原告が賃借人に対する保証金返還債務を承継したことから、東京国税局長が、原告に対し上記差押えに基づいて保証金返還債務の支払の催告を行い、これを受けた原告が、東京国税局長に対しそれを支払ったことについて、原告が、上記差押えの第三債務者は、新賃貸人である原告ではなく旧賃貸人であるから、徴収職員が上記差押えに係る債権を原告から取り立てたことは違法であると主張し、被告に対し、上記の支払催告が処分であるとしてその取消しを求めるとともに、保証金返還債務の履行として被告に支払った金員は被告の不当利得に当たるとしてその返還を求めた事案である。

1 前提事実（争いのない事実及び文中記載の証拠により容易に認められる事実）

（１）有限会社Ｂ（以下「Ｂ」という。）は、Ａ株式会社（以下「Ａ」という。）

に対し、平成１４年１０月３１日、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）を、賃料を月額１５３万余、期間を平成１４年１１月１日から２年間、別段の意思表示がなければ自動的に更新される旨定めて（以下「本件賃貸借契約」という。）貸し渡した（乙４）。

（２）ＢとＡは、本件賃貸借契約において、敷金の性質を有する保証金の合意、すなわち、Ｂは、Ａから受領した保証金につき、本件賃貸借契約の終了後、Ａが明渡し等の義務を完全に履行した後３か月以内に賃料の延滞その他の債務不履行による損害賠償金を充当した上で保証金を返還する旨の合意し、これに基づき、Ａは、Ｂに対し、本件賃貸借契約の締結日に３６００万円を交付した（以下「本件保証金」という。）（乙４、５）。

（３）港社会保険事務所長は、Ａが滞納した社会保険料を徴収するため、平成１５年１２月２５日、Ａを滞納者として、ＡのＢに対する本件保証金の返還請求権を差し押さえた（以下「本件社会保険差押処分」という。）（乙７）。

（４）東京国税局長は、Ａに対し、納付期限を経過した別紙租税債権目録記載の租税債権（以下「本件租税債権」という。）を有していたところ、平成１６

年１２月２７日、本件租税債権を徴収するため、法６２条に基づき、ＡのＢに対する本件保証金の返還請求権を差し押さえ（以下「本件差押処分」という。）、法８２条に基づき、港社会保険事務所長に対し、交付要求を行った。なお、本件差押処分に係る債権差押通知書は、同月２９日、Ｂに送達された（乙１、６（枝番を含む。）、８）。

- （５）原告は、平成１８年５月３０日、Ｂが所有していた本件建物を買い受け、同年６月２２日、その旨の所有権移転登記をした（甲１、２、乙９（枝番を含む。））。

そして、原告、Ｂ及びＡは、同日、本件賃貸借契約の賃貸人をＢから原告に変更するとともに、本件賃貸借契約に伴うＡに対する債権債務を原告が承継し、本件保証金の返還債務者を原告とすることを合意した。また、同年６月２３日、原告が承継した保証金返還債務の額について、ＡのＢに対する未払賃料１５００万円を控除し、原告がＡに返還すべき保証金の額が２１００万円であることを確認した。その後、原告は、Ｂからの要求があったことから、Ａに返還すべき本件保証金の一部を支払う趣旨で、Ｂの銀行預金口座に２０００万円を振り込み、Ｂは、同金員をＡに返還した（甲１５、１６、乙１０、弁論の全趣旨）。

- （６）Ａは、平成１９年３月６日、その職員が港社会保険事務所に現金２０００万円を持参し、これをＡが滞納した保険料として支払い、既にＡが港社会保険事務所に支払った１００万円と合わせて、港社会保険事務所が差し押さえた保証金返還債務２１００万円全額に相当する保険料を支払ったことから、港社会保険事務所長は、法７９条２項１号に基づいて本件社会保険差押処分を解除し、同日、Ａ、Ｂ及び東京国税局長にその旨を通知した（甲１２、１３、１６、乙１１、弁論の全趣旨）。

- （７）本件賃貸借契約は、平成１６年１０月３１日に更新されたが、その後、平成１８年９月に契約が終了し、Ａは、平成１９年４月ころまでに本件建物を

明け渡した。そこで、東京国税局長は、原告に対し、同年6月11日付け差押債権支払催告書を送付して本件保証金の返還債務の履行を請求した（以下「本体支払催告」という。）。（甲14、16、弁論の全趣旨）。

（8）東京国税局の徴収担当職員は、平成20年1月8日、本件差押処分に基づき、原告から本件保証金を取り立てて2100万円の支払を受け、その全額を本件租税債権に充当した（乙15、16）。

（9）原告は、平成19年8月8日、国税不服審判所長に対し、本件支払催告の取消しを求める審査請求を行ったが、同年9月6日、国税不服審判所長はこれを却下し、原告は、平成20年3月5日、本件訴えを提起した（乙12、弁論の全趣旨）。

2 争点

（1）本案前の争点（争点1）

本件支払催告は取消訴訟の対象となる行政処分か否か。

（2）本案の争点（争点2ないし4）

ア 本件差押処分の効力が原告に対して及ぶか否か。（争点2）

イ 本件保証金の返還請求権は、本件差押処分に先行する本件社会保険差押処分に基づく取立てにより消滅したといえるか。（争点3）

ウ 原告が本件差押処分後に本件保証金の返還債務を履行したことは、民法478条により有効となるか。（争点4）

3 争点に関する当事者の主張

（1）争点1（本件支払催告は取消訴訟の対象となる行政処分か否か。）について

（原告の主張）

本件支払催告は、形式こそ新たな債権差押えではないが、原告にとっては新たな債務負担を強いるものにほかならないから、行政処分である。

（被告の主張）

本件支払催告は、東京国税局長が、本件保証金の返還債務者であった原告にその支払を促したものにすぎず、これによって、原告の権利義務、その他法律上の地位に影響を及ぼすものでないから、行政処分にあたらない。

(2) 争点2 (本件差押処分の効力が原告に対して及ぶか否か。) について

(原告の主張)

一般に、保証金返還請求の差押えにより、保証金返還債務の債務者たる地位は確定し、その後にその賃貸建物の売買によって賃貸人の地位が移転したとしても、保証金返還債務はそれに随伴して新賃貸人に移転しないと解すべきである。なぜなら、仮にその賃貸建物の売買によって保証金返還債務の債務者たる地位が移転すると解すると、私人間の建物の売買によって、差し押さえられた保証金返還債務の債務者たる地位を自由に変更できることになり新賃貸人に資力がない場合などに不都合であるし、また、賃貸人の地位の移転に伴って差押えに係る保証金返還債務の債務者たる地位が移転することを規定する実定法上の根拠もないからである。したがって、本件差押処分による第三債務者は、あくまで旧賃貸人であるBであり、原告に本件差押処分の効力は及ばない。

(被告の主張)

一般に、保証金返還債務の債務者の地位は、その賃貸建物の売買によって賃貸人の地位が移転したときには、当然に新賃貸人に承継される。そして、保証金返還請求権が差し押さえられると、保証金返還債務を負う債務者は、その返還を禁じられるが、その効力は、その賃貸建物の売買によって賃貸人の地位が移転したことにより、包括承継の場合と同様に新賃貸人にも及ぶ。仮に、保証金返還請求権を差し押さえたにもかかわらず、その賃貸建物が売買されると差押えの効力が新賃貸人には及ばなくなると解するならば、滞納者及び第三債務者を不当に利する結果を招来することになり、そのような解釈は採り得ない。したがって、本件差押処分による第三債務者は、本件建物

の新所有者であり賃貸人の地位を承継した原告である。

(3) 争点3 (本件保証金の返還請求権は、本件差押処分に先行する本件社会保険差押処分に基づく取立てにより消滅したといえるか。) について

(原告の主張)

Aは、平成19年3月6日、港社会保険事務所に対し、滞納した社会保険料のうち2000万円を支払った。これは、港社会保険事務所が、本件社会保険差押処分に基づいて、本件保証金の返還債務を負っている原告から本件保証金を取り立てたことと同視できるから、本件保証金返還請求権はその限度で消滅したと解すべきである。

(被告の主張)

Aは、港社会保険事務所に対し、滞納した社会保険料として2000万円を支払ったものであり、これは、滞納者が自主的に滞納保険料を納付したものに過ぎず、港社会保険事務所が本件社会保険差押処分に基づいて本件保証金を取り立てたものでないことは明らかであるから、本件保証金返還請求権がその限度で消滅することはない。

(4) 争点4 (原告が本件差押処分後に本件保証金の返還債務を履行したことは、民法478条により有効となるか。) について

(原告の主張)

原告は、本件差押処分後、Aに対し、本件保証金の返還債務を履行したところ、その際、原告は、本件差押処分の存在を知らず、そのことに過失はなかったから、上記のAに対する履行は、債権の準占有者に対する弁済(民法478条)として有効であり、本件保証金の返還請求権は消滅した。

(被告の主張)

債権差押えの効力が生じると、第三債務者は、差押債務者に債務を履行してもその履行を差押債権者に対抗できないとされている(民法481条1項)から、そもそもその履行につき民法478条を適用する余地はない。

第3 争点に対する判断

1 争点1（本件支払催告は取消訴訟の対象となる行政処分か否か。）について

行政事件訴訟法3条2項により取消訴訟の対象とされる処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解される（最高裁判所昭和30年2月24日第一小法廷判決・民集9巻2号217頁、最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）ところ、本件支払催告は、東京国税局長が本件保証金の返還債務を負っている原告に対しその履行を促したものにすぎず、これによって新たに原告の権利義務その他法律上の地位に影響を及ぼすものではないから、取消訴訟の対象となる処分には当たらないというべきである。

よって、本件訴えのうち本件支払催告の取消しを求める部分は、不適法である。

2 争点2（本件差押処分の効力が原告に対して及ぶか否か。）について

（1）法62条2項は、「徴収職員は、債権を差し押えるときは債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない」と定め、第三債務者による債務の履行、滞納者による債権の取立その他の行為は、いずれも国に対しては効力を生じないこととしている。

すなわち、滞納処分として、貸借人から賃貸人に対する保証金返還請求権が差し押さえられたことにより、賃貸人は、第三債務者として保証金返還債務の履行が禁じられることになる。

しかしながら、滞納処分として保証金返還請求権が差し押さえられても、その差押えの効力によって、賃貸借がされている建物の売買は何ら禁じられないから、賃貸人たる建物所有者が、他の者に本件建物を売却したならば、当該建物の所有権は新所有者に移転し、それに伴って貸借人に対する賃貸人の地位もまた新所有者に移転すると解される。

そして、敷金の性質を有する保証金についての債権債務関係は、賃貸借契約に付随従属するものであって、賃貸借契約を離れて独立の意義を有するものではないから、賃貸建物の所有者が移転し、新所有者が賃貸人の地位を承継した場合には、賃貸借人の承諾の有無にかかわらず、その保証金返還債務は当然に新所有者に承継されることになる」と解される（最高裁判所昭和39年6月19日第二小法廷判決・民集18巻5号795頁参照。）。

そうすると、原告の主張するように、保証金返還請求権が差し押さえられると、保証金返還債務の債務者の地位は当該時点の旧賃貸人に確定し、その後の賃貸建物の売買によっても、旧賃貸人の保証金返還債務は新賃貸人に移転しないという解釈を採用することはできないといわざるを得ない。

そして、上記のとおり、新賃貸人が保証金返還債務を当然に承継した場合に、その保証金返還債務の内容に何らかの変更が生じると解すべき規定は存在しないから、新賃貸人は、旧賃貸人が有していた内容の保証金返還債務をそのまま承継すると解すべきであり、したがって、新賃貸人は、旧賃貸人が有していたものと同じ内容である、法62条2項による履行禁止等の制限が付された保証金返還債務を承継すると解するのが相当である。

- (2) この点については、実質的に考えても、賃貸建物の保証金返還債務が新賃貸人に移転したにもかかわらず、保証金返還請求権の差押えの効力が、新賃貸人に及ばないことになれば、滞納処分として国が保証金返還請求権を差し押さえたにもかかわらず、賃貸借の目的物の譲渡という差押債権者が全く関知しない事情によってその効力を失うことになりかねず、他方で、債務者や第三債務者は、保証金返還請求権の差押えを受けても、賃貸建物の所有権を移転することで、容易に差押えの効力を免れることになりかねないことになって著しく不合理な結果をもたらすことになる。

そして、賃貸建物の賃貸人の地位を譲り受けた者の利益について考えてみても、そもそも法62条は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押

通知書の送達により行い（同条１項）、その送達された時に差押えの効力が生じる（同条３項）としているのであって、これはいわば第三債務者の認識に一種の公示機能を持たせることで、関係者が当該債権の差押えの有無や時期を知悉することができるようにする機能を持たせているものと解されるのであるから、賃貸建物の所有権を譲り受けて賃貸人の地位を承継する者は、旧賃貸人から、賃貸建物の賃借人が有する保証金返還請求権について、その差押えの有無や金額を確認することによって知悉することが予定されていると解され、実際に、旧賃貸人に容易に確認できるのであるから、それを行わずに漫然と賃貸建物を購入した新賃貸人を、差押えをした国の犠牲の下に保護する必要性は乏しいというべきである。また、仮に賃貸建物の新賃貸人が、保証金返還請求権の差押えの事実を知らなかったため、二重支払をせざるを得ないことになったとしても、新賃貸人は、賃借人に求償し、あるいは、旧賃貸人に対し損害賠償請求等を行うことなどにより、保護され得ると解されるから、新賃貸人に保証金返還請求権の差押えの効力を及ぼしても新賃貸人に不当に酷な結果を強いるものということもできない。

（３）以上によれば、本件差押処分は、新賃貸人である原告に及び、原告は、賃借人たるＡに対して本件保証金の返還債務を履行しても、それを差押債権者たる国に対抗することはできない（民法４８１条１項参照）と解すべきである。

３ 争点３（本件保証金の返還請求権は、本件差押処分に先行する本件社会保険差押処分に基づく取立てにより消滅したといえるか。）について

本件保証金の返還請求権については、まず、本件社会保険差押処分がされ、後に東京国税局長が本件差押処分を行って交付請求をしたものであるところ、仮に原告が主張するように、先行する本件社会保険差押処分に係る本件保証金の返還債務について法６７条１項に基づく２０００万円の取立てがされたのだとすれば、その取立額の限度で本件保証金の返還請求権は消滅することになる。

しかしながら、前記前提事実によれば、Aは、平成19年3月6日、同社の職員が現金2000万円を持参して港社会保険事務所を訪れ、この金員をA自身の滞納保険料として支払ったことが認められるのであって、港社会保険事務所長が、本件社会保険差押処分に基づいて原告から2000万円を取り立てたものでないことは明らかであるから、これによって、本件保証金の返還請求権のうち2000万円分が消滅したということはできない。

よって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

4 争点4（原告が本件差押処分後に本件保証金の返還債務を履行したことは、民法478条により有効となるか。）について

原告は、本件差押処分後、原告がAに対し本件保証金の返還債務を履行したのは、債権の準占有者に対する弁済として有効であると主張する。

しかしながら、民法478条は、債権者たる外観を有する者に対してされた弁済の効力について規定しているものであって、差押えをされた債務について弁済がされた場合の効力を定めたものでないことは明らかである。そして、差押えをされた債務について弁済がされた場合の効力については、専ら民法481条が規定している。本件では、原告が、差押えをされた保証金返還債務を弁済したことによる効力が問題とされているのであるから、まさに民法481条によって処理されるべき問題であって、民法478条が予定する範囲には含まれないから、民法478条の運用があることを前提とする原告の主張は、失当であるといわざるを得ない。そして、原告がAに対し本件保証金の返還債務を弁済したとしても、それが民法481条1項の「支払の差止めを受けた第三債務者が自己の債権者に弁済をしたとき」に当たる以上、原告は、差押債権者である国に対し、本件保証金返還債務が消滅したことを主張できないと解される（最高裁判所昭和40年11月19日第二小法廷判決・民集19巻8号1986頁参照。）。

第4 結論

したがって、本件訴えのうち、本件支払催告の取消請求は不適法であるから却下し、その余の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法 7 条、民事訴訟法 6 1 条を適用して主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判長裁判官	定塚誠
裁判官	谷口豊
裁判官	工藤哲郎